

台風19号による被害にあわれた方へ

～ 災害見舞金・災害貸付について ～

昨年の台風19号により被災された皆さんに謹んでお見舞申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、非常災害により住居や家財に損害を受けた組合員（任意継続組合員の方を含みます。）の方には、損害の程度に応じ災害見舞金を支給します。

また、被害に遭われた組合員の住宅等に対して、通常よりも低い利率で利用できる貸付についてご案内します。

災害見舞金のご案内

■ 損害の程度と給付額

【表1】

損害の程度	給付額
住居および家財の全部が消失し、または滅失したとき 住居および家財にこれと同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の3月分
住居および家財の2分の1以上が消失し、または滅失したとき 住居および家財にこれと同程度の損害を受けたとき 住居または家財の全部が消失し、または滅失したとき 住居または家財にこれと同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の2月分
住居および家財の3分の1以上が滅失したとき 住居および家財にこれと同程度の損害を受けたとき 住居または家財の2分の1以上が消失し、または滅失したとき 住居または家財にこれと同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の1月分
住居または家財の3分の1以上が滅失したとき 住居または家財にこれと同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の0.5月分

【表2】表1による判定が困難な場合

浸水深による判定 (家財を含む。)	給付額
床上 120cm以上	標準報酬月額 の1月分
床上 30cm以上	標準報酬月額 の0.5月分



※損害の程度は、り災証明書の区分と損害の割合（固定資産評価額と修繕費の割合）、その他提出された書類によって判定します。

■ 請求に必要な書類

- ・災害見舞金請求書および災害見舞金支給調査書 ※
- ・り災写真（家屋全体・部屋全体・損害部分等）
- ・り災証明書（家財のみを請求する場合は「被災証明書」または「被災届出受理証」）

【住居に対し請求する場合】

- ・新築または修繕費の見積書および見積明細書の写し
- ・令和元年度の固定資産評価額の記載されている証明書

【家財に対し請求する場合（組合員および被扶養者分に限る）】

- ・家財り災報告書 ※ ※当組合ホームページよりダウンロードできます。
- ・その他当組合が必要とする書類

■ その他

- (1) 請求に関する詳細は、共済事務担当課または当組合医療健康課へお問い合わせください。
- (2) 請求権の時効は、り災日より2年です。

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413

災害貸付のご案内

貸付の種類

(1) 災害家財貸付

貸付事由：組合員の家財が災害および盗難等により損害を受けた場合
※対象品目：屋根瓦、外壁、塀などの修繕、家財道具、自動車など
貸付限度額：給料月額×6ヵ月分(最高200万円)
貸付利率：年0.93%(変動利率)

(2) 災害住宅貸付

貸付事由：組合員の住宅または住宅の敷地が災害による損害を受けた場合
貸付限度額：給料月額×組合員期間に応じた月数(最高1,800万円)
※組合員期間に応じた最低保障額あり
貸付利率：年0.93%(変動利率)

(3) 災害再貸付

貸付事由：現在、当組合から住宅貸付または災害住宅貸付を受けている組合員が居住する住宅または住宅の敷地が災害による損害を受けた場合
※当組合から災害給付の支給を受ける程度の損害に限ります。
貸付限度額：給料月額×組合員期間に応じた月数×2(最高1,900万円)
※組合員期間に応じた最低保障額あり
貸付利率：年0.93%(変動利率)
その他：災害再貸付を受けるときは、住宅貸付または災害住宅貸付の未償還元金を全額償還する必要があります。この場合、貸付限度額の範囲内で当該未償還元金分を併せて申し込みすることができます。

申込書類

(1) 貸付申込書(当組合ホームページからダウンロード可)

※家財・・・普通・災害家財・特別貸付申込書
住宅または再貸付・・・住宅・災害[住宅・再]貸付申込書

(2) 印鑑登録証明書

(3) 借入状況等申告書(当組合ホームページからダウンロード可)

※他の金融機関等から借入れがある場合は、現在から将来に亘って償還額が確認できる書類を添付

(4) 罹災証明書

(5) その他必要書類

ア 災害家財貸付については、普通貸付に準ずる書類
イ 災害住宅貸付および災害再貸付については、住宅貸付に準ずる書類

申込方法

災害貸付を申し込みされる場合は、必要書類を添付のうえ、共済事務担当課へ提出してください。

その他注意事項

- (1) 当組合から災害給付の支給を受けたときは、罹災証明書の提出は不要です。
- (2) 災害貸付については、原則として被災後1年以内の申し込みとなります。